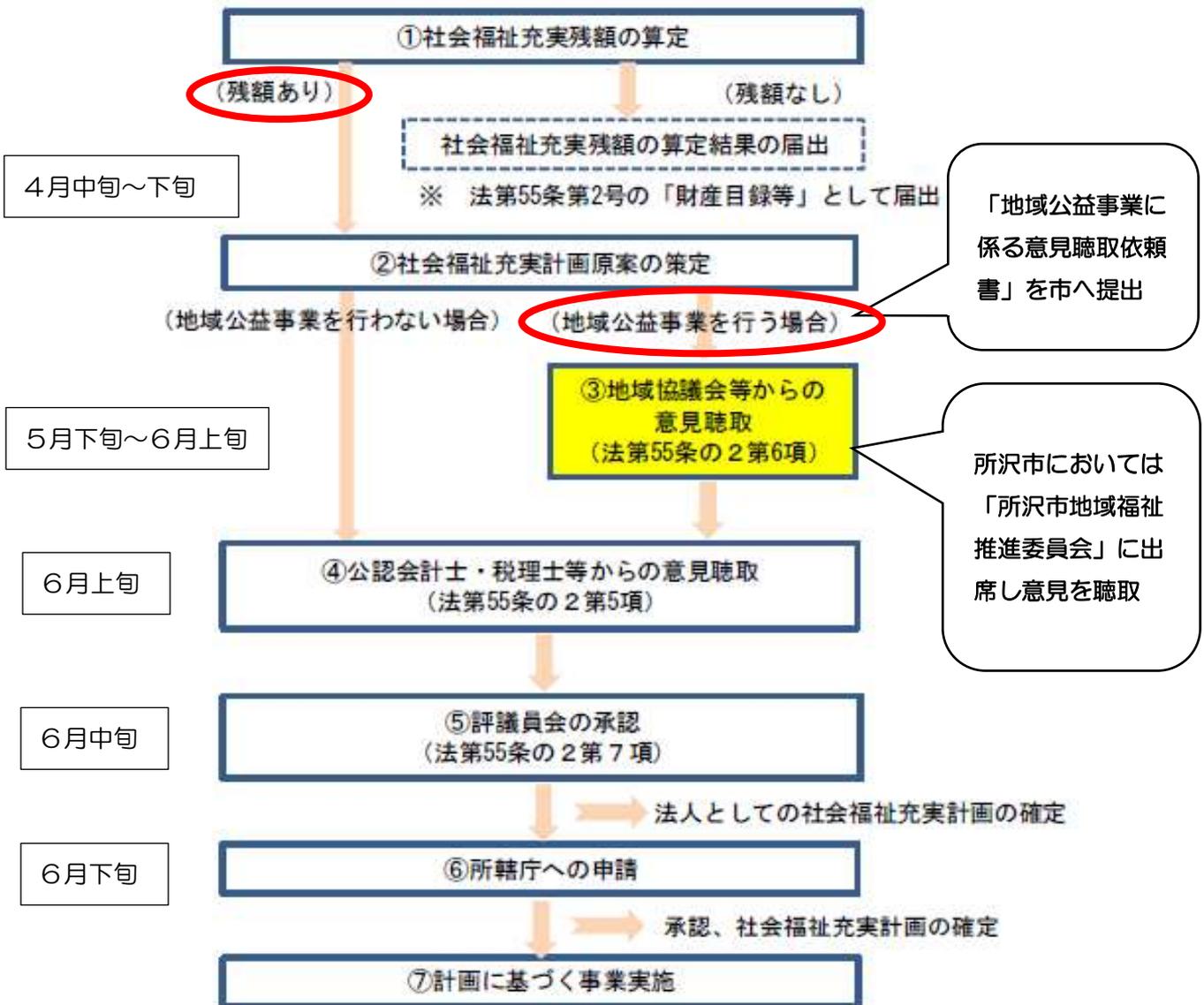


社会福祉充実計画において地域公益事業を実施する場合の意見聴取手続の流れ
(所沢市の場合)



■「所沢市地域福祉推進委員会」への出席及び意見聴取について

○地域公益事業に係る意見聴取依頼書を提出した法人には、予め「所沢市地域福祉推進委員会」の開催日及び会場を通知しますので、指定の時間までに会場へお越しください。

○意見聴取の場における本市と各法人の役割分担は次のとおりとなります。

本市：司会進行、制度に関する質疑応答

法人：地域公益事業の内容に関する説明、事業内容に関する質疑応答

■意見聴取結果の計画原案への反映

聴取した意見及び計画原案への反映状況について、「社会福祉充実計画」の「地域協議会等の意見とその反映状況」の欄に記載してください。